する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第六項から第八項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第八項に規定する事項について記載することを要しない。

4　第一項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合であって、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新四半期財務諸表等規則第五条、第五条の三又は第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和四年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この項において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいい、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第六項から第八項までに係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第八項に規定する事項について記載することを要しない。

4　第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合であって、金融商品の時価の算定方法を変更した場合には、新四半期連結財務諸表規則第五条、新四半期連結財務諸表等規則第五条の三又は新四半期連結財務諸表等規則第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

# 府令・省令

## ○内閣府・国土交通省令第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （設置者の区分） | （設置者の区分） |
| **第四条**　道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。 | **第四条**　道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」及び「広域災害応急対策車両専用」を表示するもの | 三　規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」及び「許可車両（組合せ）専用」を表示するもの |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |